

第131回行政改善推進会議 議事概要

- 1 日 時：令和6年6月28日(金)15:00～15:30
- 2 場 所：中央合同庁舎第2号館 1006会議室 (Web会議併用)

3 出席者 (敬称略)

座 長 江利川 毅

梶田 信一郎

齋藤 誠 (Web)

榊原 一夫

高橋 滋 (Web)

星 政良

南 砂 (Web)

厚生労働省	社会・援護局保護課長	大場 寛之
	保険局国民健康保険課長	笹子 宗一郎
事務局(総務省)	行政評価局長	菅原 希
	大臣官房審議官	原嶋 清次
	行政相談企画課長	徳満 純一
	行政相談管理官	柏尾 倫哉
	行政評価制度研究官	萬谷 優人

4 議 題

○ 審議案件

職権で生活保護を適用した場合の医療費の返還請求について (新規案件)

5 議事録

○ 審議案件

職権で生活保護を適用した場合の医療費の返還請求について（新規案件）

（江利川座長）

本日の議題は、「職権で生活保護を適用した場合の医療費の返還請求について」です。それでは事務局から説明をお願いします。

（事務局）

この事案は、認知症など判断能力が大幅に低下している身寄りのない患者について、市町村が、職権で生活保護の医療扶助を適用し、その後、患者に資力があることが判明したため、医療費全額が請求されたというものです。

これを踏まえ、行政相談委員から、制度上、生活保護が適用されると、医療保険から除外されるため、両者を調整する仕組みを導入してほしいとの意見の申し出がありました。

本件については、本来、本年3月に会議を開いて御審議いただく予定でしたが、都合により開催できなかつたため、本会議の開催に先立ち、構成員から、「行政相談の内容は合理的であり、このような事例は今後増えていくことが想定されることから、生活保護（医療扶助）と医療保険における自己負担分とを調整する制度的な手当が行われるべきではないか」などといった意見を事前にいただいており、厚生労働省にはその意見をお伝えした上で、これまで検討いただいておりました。

本日は、その検討状況について、厚生労働省から説明をいただきます。

（座長）

検討結果について、報告をお願いします。

（厚生労働省保険局国民健康保険課（以下「国保課」））

私どもとしても、行政相談委員の意見の内容を何とかしたいという思いで生活保護部局とも連携し、検討してまいりました。こうした急迫した状況でありますので、やはり医療機関に迷惑をかけずに、被保険者の皆様方に、医療保険制度に加入されている権利を享受してもらう必要があると考えています。

検討に当たって、国民健康保険法第44条及び第77条において、一部負担金や保険料の減免あるいは徴収の猶予という条文があり、それをうまく使えないかという観点で考えてまいりました。同法第44条等に基づき、市町村は特別の理由がある被保険者で保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、一部負担金の減額・支払免除や、一部負担金の医療機関等に対する支払に代えて市町村が直接に一部負担金を徴収することとした上で、その徴収を猶予することができるということでございますので、御指摘のケースについて、市町村の生活保護部局と医療保険部局の適切な連携の下で当該規定に基づく措置の活用が考えられます。

なお、一部負担金だけでなく保険料も毎月お支払いいただくものでございますが、こちらについても特別の理由がある方は減免等の規定がございますので、こういった取扱いについて通知を発出するというところを検討しているところでございます。

まず、医療保険部局につきましては、御指摘のケースにおいては、医療機関などから一報を受けた生活保護部局と医療保険部局がしっかりと連携して、本人の資力の有無が判明し、かつ資力が活用可能となるまでの間、これまでのように生活保護部局において職権による生活保護の開始を決定するのではなく、医療保険部局において一部負担金の徴収猶予等を活用していくということを考えているところです。

あわせて、生活保護部局宛てに、徴収猶予を活用することで必要な援助を受けられるようになり、急迫した状況から脱するという場合には、職権により生活保護を開始するのではなく徴収猶予の活用につなげるよう通知する予定です。

これまで、生活保護部局と医療保険部局が必ずしもしっかりと連携できていなかったということが反省点だと思っています。

こうした形で国民健康保険の被保険者ということであればしっかりと徴収猶予を活用していくことを明確化する方針で本日お認めいただけるのであれば、通知を発出したというものが私どもの考えでございます。

(江利川座長)

ただ今の御説明に質問等があればお願いします。

(星構成員)

生活保護の開始が決定されるか未定の段階で、病院への支払いは誰が行うのでしょうか。また、御本人の負担分はどの段階で決定されるのでしょうか。

(国保課)

生活保護が開始されないため、国民健康保険なり後期高齢者医療制度の加入者としてそのまま取り扱うこととなりますので、市町村若しくは、後期高齢者であれば都道府県の広域連合が支払います。

御本人の負担分は当然のことながらその方の状況あるいは年齢によって1割～3割と変わりますが、医療機関に来ていただいた時点で意思疎通ができない場合は、どの保険に入っているか分からないため、事後に調査した上でしっかりと資力があるということであればお支払いいただくのが医療保険の原則です。

今回の端緒となった行政相談委員の意見は、国民健康保険であれば3割負担であったのに、生活保護とされたことから返還請求の際に10割全部負担になってしまい、そういう取扱いがなされるのはおかしいのではないかというものでした。現場でしっかりと情報共有することで本来の負担率に戻していくこととしています。留意点としては、無料になるわけではないということでございます。

(高橋構成員)

これで結構だと思います。

(齋藤構成員)

この方向で進めていただければよいと考えます。若干コメントすると、現場で連携がきちんととられるということが重要です。医療機関としては早く払ってほしいという要望があるでしょうが、生活保護を開始するのではなく、医療保険の一部負担金の徴収猶予を活用する方向で対応できるよう、医療機関と医療保険部局と生活保護部局において、現場も含めてうまく連携ができるように通知や手続きを仕組んでいただければと考えます。

(江利川座長)

御出席の皆さんはいかがでしょう。

(星構成員)

はい、結構です。

(国保課)

御指摘をしっかりと受け止めます。徴収猶予等の規定は、本来は事前の申請が原則ですが、このようなケースは事前の申請を要しないことについて、通知によりしっかりと徹底するとともに、きちんと現場が動くよう、担当部局をフォローアップしながら進めてまいります。

(江利川座長)

通知を出されたら報告をお願いします。この案件については、厚生労働省から改善案が示されました。厚生労働省の御尽力に感謝したいと思います。

以 上